

## 早わかり中国特許

～中国特許の基礎と中国特許最新情報～

2015年9月10日

執筆者 河野特許事務所

弁理士 河野英仁

(月刊ザ・ローヤーズ 2015年8月号掲載)

### 第51回 中国第4次専利法改正案のポイント (第3回)

中国知識産権局は2015年4月1日第4次専利法改正案を公表した。改正の対象は、損害賠償額、職務発明、部分意匠制度、当然実施許諾制度、侵害行為に対する厳罰化、3倍賠償、インターネット上の侵害に対する救済、特許権評価報告提出義務づけ、標準特許等多岐にわたり、実務上大きな影響を与えることとなる。以下では日本企業にとって重要な法改正のポイントについて前回に続いて解説する。

#### 15.特許権評価報告の提出義務づけと帳簿提出命令

##### (1)特許権評価報告の提出義務づけ

特許権評価報告は無審査で登録される実用新型特許及び外観設計特許の権利有効性について知識産権局が法的拘束力の無い見解を示すものである。現行法では訴訟時に特許権評価報告を提出することは特段義務づけられていない。

しかしながら、無審査で登録される以上、権利の不安定性から、権利行使時に権利者に一定の義務を課すべきである。

そのため特殊状況により迅速に審理、処理する必要がある場合（例えば短期展覧会、展示即売会での出品等の場合）を除き、権利行使時に提出を義務づけたものである。

##### (2)挙証難の問題の解消

実務上、損害賠償額の認定を行う際の挙証が困難であるという問題がある。特許権者が侵害訴訟中において損害賠償額を確定する証拠を提供することが困難である。民事訴訟法及び既に改正された商標法を参考とし、権利者が挙証に既に最大限に努力したものの、権利侵害行為に関する帳簿、資料が主に被疑侵害者に把握されている場合、被疑侵害者に権利侵害行為に関する帳簿、資料を提供するよう命ずることができるようにした。また、被疑侵害者が提供しない又は偽った帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張及び提出した証拠を参考に賠償額を判定することができる。

改正前	改正後
<p><b>第 61 条</b></p> <p>特許権侵害の紛争が新製品の製造方法に関する発明特許に関わる場合、同一の製品を製造する機関又は組織又は個人は、その製品の製造方法が当該特許方法と異なることを証明しなければならない。</p> <p>特許権侵害の紛争が実用新型特許又は外観設計特許に関わる場合、人民法院又は専利業務管理部門は、特許権者又は利害関係者に、国務院特許行政部門により係争実用新型又は外観設計に対する調査、分析及び評価の上で作成された特許権評価報告を提出するよう要求し、それを特許権侵害の紛争を審理、処理するための証拠とすることができる。</p>	<p><b>第 61 条</b></p> <p>特許権侵害の紛争が新製品の製造方法に関する発明特許に関わる場合、同一の製品を製造する機関又は組織又は個人は、その製品の製造方法が当該特許方法と異なることを証明しなければならない。</p> <p>特許権侵害の紛争が実用新型特許又は外観設計特許に関わる場合、人民法院又は特許行政部門は、<u>即時に審理、処理しなければならない状況を除き、</u>特許権者又は利害関係者に、国務院特許行政部門により係争実用新型又は外観設計に対する調査、分析及び評価の上で作成された特許権評価報告を提出するよう要求し<u>なければならない</u>、それを特許権侵害の紛争を審理、処理するための証拠とすることができる。</p> <p><u>人民法院は、特許権侵害行為が成立すると認定した後、賠償額の決定において、権利者が挙証に既に最大限に努力したものの、権利侵害行為に関する帳簿、資料が主に被疑侵害者に把握されている場合、被疑侵害者に権利侵害行為に関する帳簿、資料を提供するよう命ずることができる。被疑侵害者が提供しない又は偽った帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張及び提出した証拠を参考に賠償額を判定することができる。</u></p>

#### 16.特許行政部門による調査と証拠確保

有形の財産と異なり、特許権の客体は無形のものである。特許権侵害行為は隠蔽性が強く、侵害に関する帳簿、資料、生産設備等の証拠は通常侵害者が把握していることが多く、特許権者は自身の力では往々にして関連する証拠を取得し難いという挙証難の問題がある。この問題を解決するために、商標法と同じく、特許行政部門が特許権侵害案

件に対し、調査を行い、証拠を取得できる手段を明確化した。

改正前	改正後
<p><b>第 64 条</b></p> <p>専利業務管理部門は、既に取得した証拠に基づいて特許詐称容疑の行為を調査するとき、関係当事者に尋ね、法違反被疑行為に関する状況を調査することができる。当事者の法違反被疑行為の場所に対し、現場調査を行うことができる。法違反被疑行為に係る契約、領収書、帳簿及び他の関連資料を調べ、複製することができる。法違反被疑行為に係る製品を検査し、特許詐称をしたと証拠により証明された製品を差し押さえるか又は留置することができる。</p> <p>専利業務管理部門が法律に基づき前項に規定された職権を行使するとき、当事者は協力しなければならず、拒否、妨害をしてはならない。</p>	<p><b>第 64 条</b></p> <p>特許行政部門は、既に取得した証拠に基づいて<u>特許権侵害行為または特許詐称容疑の行為</u>を調査するとき、関係当事者に尋ね、法違反被疑行為に関する状況を調査することができる。当事者の法違反被疑行為の場所に対し、現場調査を行うことができる。法違反被疑行為に係る契約、領収書、帳簿及び他の関連資料を調べ、複製することができる。法違反被疑行為に係る製品を検査し、<u>市場秩序を攪乱し故意に特許権を侵害する製品又は特許詐称をしたと証拠により証明された製品</u>を差し押さえるか又は留置することができる。</p> <p>特許行政部門が法律に基づき前項に規定された職権を行使するとき、当事者は協力しなければならず、拒否、妨害をしてはならない。</p> <p><u>当事者が、特許行政部門が職権を行使することを拒絶、妨害する場合、特許行政部門より警告を与える。治安管理の違反行為を構成する場合は、公安機構より治安管理処罰を与える。また、犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。</u></p>

→続きは、月刊ザ・ローヤーズ 8月号をご覧ください。